

公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部 会員みなさま へ

兵庫県からの 事務所開設者に対する支援のお知らせ

このたび、兵庫県では、オフィスビルに入居するなど、県内で新たに事務所（一部の業種や店舗は除きます。）を開設する事業者に対して、税軽減や補助金による支援を行うこととしました。

会員みなさまにおかれては、県内の不動産物件に関心を持ってもらう勧誘情報としてお使いいただくなど、事務所を探しておられるお客様に対して、テナントビルへの入居や事業用建物の売買・賃貸の相談を受けた際に、本県の支援制度をご紹介いただければ幸いです。

なお、支援制度を活用いただくためには、賃貸（売買）契約後すぐに、申請手続きが必要となりますので、早めに県庁産業立地室までお問い合わせください。

また、支援制度の概要は以下の表をご覧ください。

①一般地域（促進地域以外の都市部等）

区 分	要 件	支援内容
不動産取得税	主に産業団地への立地	1/2 軽減
法 人 事 業 税	新規正規雇用 11 人以上 (県内住所は不要)	1/3～1/4 軽減 (5 年間)
設 備 補 助	設備投資額 10 億円以上 (中小企業 5 億円以上)	設備投資額の 3%
雇 用 補 助	新規正規雇用 11 人以上 (県内住所は必要)	新規正規雇用者 30 万円/人
賃 料 補 助	新規正規雇用 11 人以上 (県内住所は不要)	補助率 1/2 以内、 補助額 1,500 円/㎡・月 (3 年間)

②促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町、佐用町）

区 分	要 件	支援内容
不動産取得税	新規正規雇用 6 人以上 (県内住所は不要)	1/2 軽減
法 人 事 業 税	新規正規雇用 6 人以上 (県内住所は不要)	1/2 軽減 (5 年間)
設 備 補 助	設備投資額 1 億円以上	設備投資額の 5%
雇 用 補 助	新規正規雇用 6 人以上 (県内住所は必要)	新規正規雇用者 60 万円/人、 新規非正規雇用者 30 万円/人
賃 料 補 助	新規正規雇用 6 人以上 (県内住所は不要)	補助率 1/2 以内 補助額 1,500 円/㎡・月 (3 年間)

問い合わせ先

兵庫県 産業立地室

電 話：078-362-4154

メール：sangyorichi@pref.hyogo.lg.jp